2021年7月1日改正

旅客営業規則新旧対照表

旧	新
本則	本則
第2編　旅客営業 第7章　乗車変更等の取扱 第3節　旅客の特殊取扱 第5款　運行不能および遅延 （列車の運行不能・遅延等その他の請求） 第290条の3　旅客は，第282条，前条に規定する事由が発生した場合は，その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるかいなかにかかわらず，第282条から前条に定める取り扱いに限って請求することができる。	第2編　旅客営業 第7章　乗車変更等の取扱 第3節　旅客の特殊取扱 第5款　運行不能および遅延 （列車の運行不能・遅延等その他の請求） 第290条の3　旅客は，第282条，第289条から第290条の2または第307条第4項に規定する事由が発生した場合は，その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるかいなかにかかわらず，第282条から第290条の2に定める取り扱いに限って請求することができる。
2　旅客は，列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合または車両の故障等＿＿＿

（新設）	4　前２項の規定による協力の求めに応じたことによって，列車に乗車できないとき（第１項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第１項第１号イ，ロおよびハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
3　前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合，これに応じない旅客は，前途の乗車をすることができない。	5　第２項および第３項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は，前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
（新設）	6　前項の場合，旅客に対し，車内または乗降場からの退去を求めることがある。
（車内持込手回り品の範囲） 第308条　（略）	（車内持込手回り品の範囲） 第308条　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　旅客は，子犬，猫，はとまたはこれらに類する小動物（猛獣およびへびの類を除く。）であって，次の各号に該当するものは，第１項に規定する個数制限にかかわらず車内に持ち込むことができる。	4　旅客は，子犬，猫，はとまたはこれらに類する小動物（猛獣およびへびの類を除く。）であって，次の各号に該当するものは，第１項に規定する個数制限にかかわらず車内に持ち込むことができる。
(1)　長さ70センチメートル以内，最小の立方形の長さ，幅および高さの和が90センチメートル程度の容器に収納したもので，かつ，他の旅客に危害をおよぼし，または迷惑をかけるおそれがないと認められるもの	(1)　他の旅客に危害をおよぼす，または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって，３辺の最大の和が，120センチメートル以内の容器に収納したもの
(2)　容器に収納した重量が10キログラム以内のもの (注)旅客が，自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は，第１項に規定する個数制限にかかわらず，車内に持ち込むことができる	(2)　専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの (注)旅客が，自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は，第１項に規定する個数制限にかかわらず，車内に持ち込むことができる